



出産・子育て応援給付金が支給されます

健康推進課 ☎992-5711

妊娠から出産・子育てまでの相談に応じながら経済的支援を行うため、応援給付金を支給します。



対象

令和4年4月以降に妊娠届出をした人と出産した人

内容

妊娠から出産・子育てまでの相談に応じながら経済的支援を行うため、妊娠届出後の妊婦に5万円、出産後の母親（養育者が異なる場合は事実上の養育者）に子ども一人あたり5万円を支給します。

- ①受付開始日までに出産済みの人▶妊娠届出時の給付金と出産後の給付金をまとめて支給します。順次案内書類を郵送
- ②受付開始日までに妊娠届出済みで、受付開始日以降に出産予定の人▶妊娠届出時の給付金を支給します。順次案内書類を郵送
※出産後の給付金は乳児家庭全戸訪問後に支給します。
- ③受付開始日以降に妊娠届出をする予定の人▶妊娠届出時の面談後に支給します。

子ども家庭総合支援拠点が設置されます

子育て支援課 ☎995-1841

子ども家庭総合支援拠点が福祉保健会館内2階(旧いきいきホーム跡地)に設置されました。

子ども家庭総合支援拠点は、0～18歳の子どもとその家庭、妊産婦を対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとについて、相談対応し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。

これに伴い、現在市役所1階にある家庭児童相談室は、福祉保健会館内に移転します。

所 福祉保健会館内2階（石脇524番地の1）

- 内** ●子どものいる家庭全般に関すること、相談への対応、必要な情報の提供、調整など
- 養育支援の必要な家庭・児童虐待に関すること、

実情の把握と家庭への継続的な支援、関係機関との連絡調整など

時 月曜日～金曜日

（祝日・年末年始

を除く）8時30分～17時15分（相談受付は9時～16時）

申 不要です。電話または直接お越しください。

☎ 995-1862

※詳細は市公式ウェブサイトをご確認ください。



病児保育が始まります

こども未来課 ☎995-1822

4月から病児保育事業(病児対応型)が始まります。「子どもの体調が悪く保育園や幼稚園、学校に通わせることができない…でも、どうしても仕事が休めない」そんなときに、一時的に子どもを預けることができます。病気の治療は行いません。利用時間や利用料、手続き、預けることができる対象児童の症状など、4月号で詳しく紹介します。

病児保育事業（病児対応型）

児童が病気の回復期に至ってなく当面症状の急変が認められない場合、その児童を病院などの専用施設で一時的に保育する事業

対象児童

以下のすべての条件を満たしている子ども

- 満6か月を超える乳児・幼児と小学校に就学している児童
- 保護者の勤務の都合など、社会的にやむを得ない事由で、家庭で保育を行うことが難しい児童

実施施設

医療法人社団 同愛会 鈴木医院

病児保育室りんりん

所 鈴木医院2階

（佐野1471番地の1）

